

日整連第3-14号  
令和3年4月5日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

一般  
社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 木場 宣行  
( 公 印 省 略 )

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省においては、近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることから、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定するべく「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部を改正されました。

つきましては、国土交通省より、下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせするとともに、貴会会員整備事業者に周知くださるようお願いいたします。

また、本件につきましては、時間的な関係から当会担当部署（教育・技術部）より貴会宛に業務連絡（令和3年3月31日付）で、既にご案内させていただいておりますことを申し添えます。

記

別添1：官報写し（国土交通省告示第279号）

別添2；国土交通省プレスリリース

以上

（本件に関する問い合わせ：日整連 教育・技術部 技術課 後藤、岩堀）

(スロープ付きバスの基準)

第三条 (略)

2 基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するものであること。

二 (略)

附則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引(平成十九年国土交通省告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
2 日常点検の実施の方法 (略)			2 日常点検の実施の方法 (略)		
日常点検の実施方法			日常点検の実施方法		
点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
車の廻りからの点検			車の廻りからの点検		
タイヤ			タイヤ		
	□取付けの状態			□取付けの状態	
		○ デイスク・ホイールの取付状態について、田畑により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱着、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汗が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。			○ デイスク・ホイールの取付状態について、田畑により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱着、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汗が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。

		○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)

		○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。 (タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に過度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、トルクレンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウトター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。）
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)

走行装置	ホイール	(略)		(略)		走行装置	ホイール	(略)		(略)		
		12月	12月	12月	12月			12月	12月			
	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (大型車において行う点検)			○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷、著しいさびの発生はないか、ボルトに伸びはないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。加えて、ISO方式の場合は、ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間(目安は4年)を経過している場合は入念に確認してください。 ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。								
				○ ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。 ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面(ISO方式の場合はハブのはめ合い部(インロー部)を含む。)、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等								

走行装置	ホイール	(略)		(略)		走行装置	ホイール	(略)		(略)		
		12月	12月	12月	12月			12月	12月			
	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (大型車において行う点検)			○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。								
				・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。					○ ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。 ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。			

(J I S方式の場合はホイール・ナットの座面部を含む。)を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあつては、入念に清掃してください。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を薄く塗布し、ハプのはめ合い部(インロー部)に規定のグリスを薄く塗布します。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示に従ってください。)
- ・ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。特に、ホイール・

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布します。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)

- ・ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。



## 4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

## (1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施の方法	注 意 事 項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	<p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 大型車のタイヤ交換の場合 は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（大型車において行う点検）」に示す方法による点検を行います。</p> <p>(8)~(10) (略)</p> <p>(11) 大型車の場合、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50~100km走行後が最も望ましいとされています。）、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。</p> <p>(12) (略)</p>	(略)

## 4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

## (1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施の方法	注 意 事 項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	<p>(1)~(6) (略) (新設)</p> <p>(7)~(9) (略) (新設)</p> <p>(10) (略)</p>	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第二項（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）並びに第二項第一号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）及び第二号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示及び自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示及び自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する告示

（自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示の一部改正）

第一条 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千二百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改める。

（自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部改正）

第二条 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十一号

補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省令第千三百四十二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示

補償コンサルタント登録規程の一部を次のように改正する。

第二条第三項の次に次の二項を加える。

- 4 前項の登録の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないこととの決定がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間満了の後もその登録の実施又は登録をしないこととの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

第四条第三項第七号を次のように改める。

七 法人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ロ 直前一年の各事業年度の財務に関する事項を記載した一覧表（別記様式第八号）
- ハ 直前一年の各事業年度の完成業務原価報告書（別記様式第九号）

第四条第三項第八号中「別記様式第十二号及び第十三号」を「別記様式第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改め、同項第十二号中「別記様式第十五号」を「別記様式第十三号」に改める。

第七条第一項中「別記様式第十六号」及び第四条第三項第七号又は第八号の「を」を「別記様式第十四号」及び第四条第三項第七号（ロを除く。）又は第八号に掲げる」に改める。

第八条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。

第九条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十六号」に改める。



令和3年3月31日  
自動車局整備課

## 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

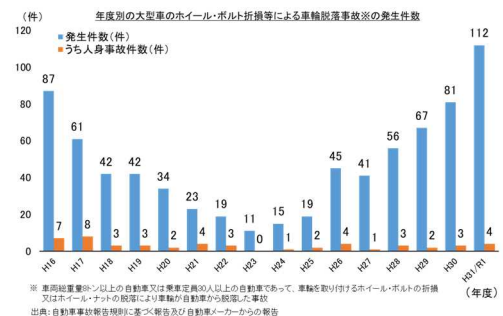
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

## 1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

## ＜大型車の車輪脱落事故件数＞

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 ([https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000261.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html))



## ① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

## ② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

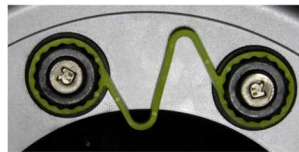
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

## ③ 整備の実施の方法

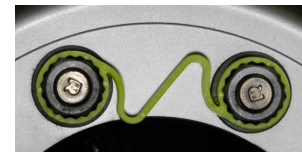
- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ（ISO方式）装着の場合)

## 2. スケジュール

公 布 : 令和3年3月31日（本日）

施 行 : 令和3年4月1日

## ＜問い合わせ先＞

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639